

久留米市障害者地域生活支援協議会の役割と部会新設について

1 新たに協議会で協議する事項

(1) 障害者計画の進捗評価

平成30年度に開始した「第3期障害者計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」について、実施計画に基づき進捗状況の評価を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する協議

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような包括ケアシステムの構築について協議を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備に関する協議

地域生活支援拠点等の整備に向けて、拠点に求められる機能や既存の社会資源の協力体制等について協議を行います。

(4) 障害福祉サービス事業所の評価等

「日中サービス支援型共同生活援助事業所」及び「就労継続支援 A 型事業所」について、新規指定の可否判断や評価・助言等を行います。

【協議会の主な機能】

① 障害のある方を地域で支えるネットワークを構築する**地域支援機能**

地域ネットワークの中核組織として、市内の社会資源を繋ぎ、地域で暮らす障害のある方を地域全体で支えます。

② 基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等に対する**評価機能**

基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等の運営状況等について評価します。また、障害福祉サービス事業所等については、必要に応じて指定の可否に関する意見を述べます。

③ 地域における障害保健福祉に関する課題や情報を収集・提供する**情報支援機能**

地域で暮らす障害のある方を支えるために、障害福祉サービス事業者等と情報交換を行い、地域における課題や情報を収集し、提供します。

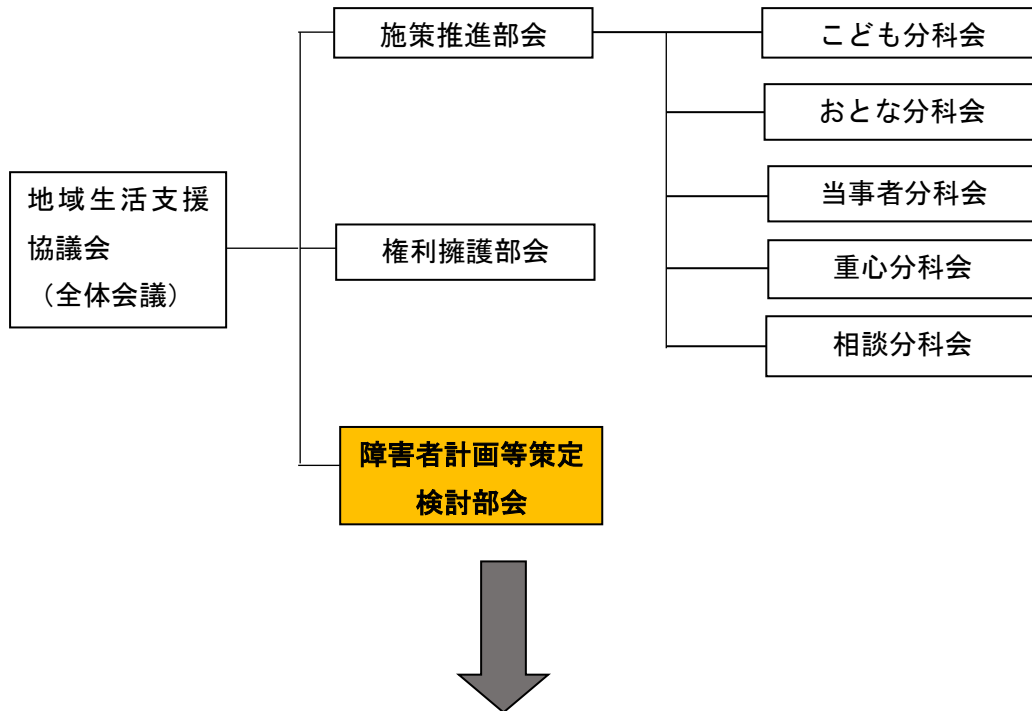
④ 障害福祉計画の策定・変更または達成状況について意見を述べる**施策提案機能**

市が策定する障害者計画や障害福祉計画等について、必要に応じて意見を述べます。

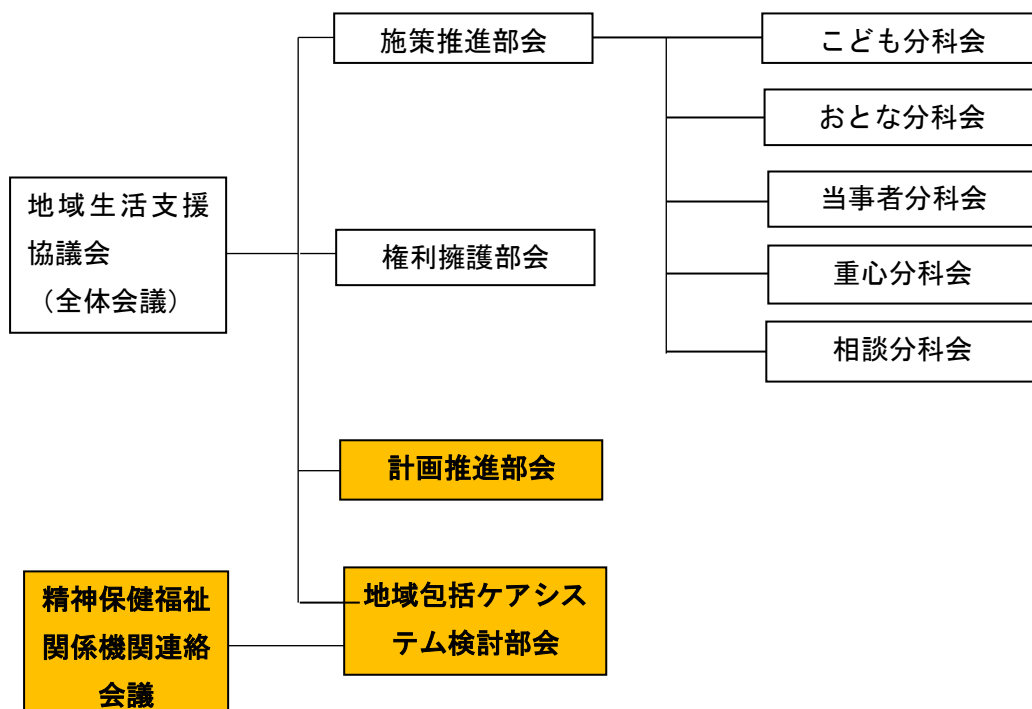
2 部会の新設について

上記1の事項を協議するため、新たに「計画推進部会」及び「地域包括ケアシステム検討部会」を新設する。

【平成29年度】



【平成30年度】



◎ **全体会**

地域の実情や、各部会からの報告を受けて、地域課題等を確認し、市へ報告・提案を行います。また、基幹相談支援センターの運営状況について確認します。

○ **施策推進部会**

5つの分科会を通じて、地域における障害者等への支援体制に関する課題を整理し、対応策等の検討を行います。

・ **分科会**

ことも、おとな、当事者、重症心身障害児者、相談支援の各テーマに分かれて、地域における課題や対応策を整理し、施策推進部会に提案を行います。

○ **権利擁護部会**

障害者に対する虐待の早期発見・早期予防や、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組み等について研究・検討を行います。

○ **計画推進部会**

現計画の推進に関し、進捗状況の評価、及び社会資源の活用・整備等について研究・検討を行います。また、障害福祉サービス事業所の評価等を行います。

○ **地域包括ケアシステム検討部会**

「精神保健福祉関係機関連絡会議」と連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究・検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行います。